



福岡医発第3093号(地)

平成27年 2月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

平成26年度補正予算医政局所管事業 実施要綱及び交付要綱の送付について

平成26年度補正予算における医政局所管事業につきましては、平成27年1月29日付け福岡医発第2921号(地)及び2月12日付け福岡医発第3046号(地)にてご連絡いたしました。今般、正式に実施要綱及び交付要綱が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

なお、提出期限につきましては、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業以外の事業については調整中とのことです(27年度に繰り越すため)。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会管下医療機関及び医師会立看護師等養成所への周知方よろしくお願いいたします。

<送付資料>

- ・ 平成26年度補正予算医政局所管事業 実施要綱及び交付要綱の送付について(日本医師会通知)
- ・ 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱の一部改正について(改正後全文、新旧対照表)
- ・ 院内感染対象事業実施要綱の一部改正について(改正後全文、新旧対照表)
- ・ 医療施設等施設整備費の国庫補助について(改正後全文、新旧対照表)
- ・ 災害医療対策事業等実施要綱の一部改正について(改正後全文、新旧対照表)
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の交付金について(改正後全文、新旧対照表)

平成 27 年 2 月 12 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

松 原 謙 二

平成 26 年度補正予算医政局所管事業 実施要綱及び交付要綱の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 26 年度補正予算における医政局所管事業（有床診療所等におけるスプリンクラー設備等整備、看護師等養成所を含む耐震整備 等）につきましては、平成 27 年 2 月 4 日付(地 I 243)の文書をもって、貴会宛にご連絡申し上げたところですが、今般、正式に実施要綱及び交付要綱が発出されましたので、お送り申し上げます。

なお、交付要綱中に提出期限の記載がありますが、2 月 4 日付事務連絡にありますとおり、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業以外の事業については、締め切りは調整中とのことです（27 年度に繰り越すため）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下医療機関及び医師会立看護師等養成所への周知方につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

< 送付資料 >

- ・ 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱の一部改正について
（改正後全文、新旧対照表）
- ・ 院内感染対象事業実施要綱の一部改正について（改正後全文、新旧対照表）
- ・ 医療施設等施設整備費の国庫補助について（改正後全文、新旧対照表）
- ・ 災害医療対策事業等実施要綱の一部改正について（改正後全文、新旧対照表）
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の交付について（改正後全文、新旧対照表）

医政発０２０４第２号
平成２７年２月４日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱の一部改正について

床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成２６年３月７日医政発第０３０７第３号本職通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」により実施したところであるが、今般、同通知の別添「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成２７年２月３日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

別添

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

	医政発 0307 第 3 号
	平成 26 年 3 月 7 日
一部改正	医政発 0204 第 2 号
	平成 27 年 2 月 4 日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

5 交付対象

平成 26 年 10 月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 333 号) 等により新たに 4 に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4 に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱 新旧対照表

新 通 知	現 行
別添 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱 1 目的 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。 2 事業の実施主体 (ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者 3 補助対象施設 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟 4 事業内容 (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む) (2) 自動火災報知設備整備 (3) 火災通報装置整備 5 交付対象 <u>平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。</u>	別添 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱 1 目的 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。 2 事業の実施主体 (ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者 3 補助対象施設 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟 4 事業内容 (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む) (2) 自動火災報知設備整備 (3) 火災通報装置整備 5 交付対象 <u>消防法施行令及び火災予防条例において、平成26年2月6日現在、該当の消防用設備等に対する設置義務のない施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。</u>

医政発 0204 第 1 号
平成 27 年 2 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

院内感染対策事業実施要綱の一部改正について

院内感染対策事業については、平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330009 号
本職通知「院内感染対策事業の実施について」により行われているところであるが、
今般、同通知の別添「院内感染対策事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり
改正し、平成 27 年 2 月 3 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

別添

院内感染対策事業実施要綱

第1 院内感染対策施設整備事業

1 目的

この事業は、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

3 事業内容

次の条件に該当する医療機関における院内感染者のための個室整備であること。

- (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。
- (2) 個室整備に必要な設備(専用のバス、トイレ等)を設けること。

第2 院内感染対策設備整備事業

1 目的

この事業は、病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたMRSA等による院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。

(1) 次に掲げるア～クのうち、いずれかに該当する病院であること。

ア 昭和52年7月6日付医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

(ア) 病院群輪番制に参加している病院

(イ) 共同利用型病院

(ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

イ 昭和59年10月25日付健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設

ウ 平成13年5月16日付医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」に基づくへき地医療拠点病院

エ 本通知に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院

オ 平成5年12月15日付健政発第786号健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病院

カ 平成5年6月15日付健政発第385号健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設

キ 平成21年3月30日付医政発第0330011号医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく次の病院

(ア) 小児医療施設

(イ) 周産期医療施設

ク 平成21年3月30日付厚生労働省発医政第0330004号事務次官通知「医療提供体制施設整備交付金の交付について」に基づく次の病院

(ア) がん診療施設

(イ) 医学的リハビリテーション施設

(2) 厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等に参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。

第3 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

1 目的

この事業は、院内感染を予防するため、地域（都道府県単位）において、院内感染に関する専門家による相談窓口を設置し、医療機関が院内感染予防等について日常的に相談できる体制を整備するとともに、地域における院内感染対策を支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3 事業内容

- （１）地域の医療機関（特に独自の感染制御医師（ＩＣＤ）、感染管理看護師（ＩＣＮ）等を有しない中小病院、診療所等）からの院内感染予防等に関する相談について日常的に対応するものとする。
- （２）地域の医療機関において発生した院内感染事例の収集、解析、評価を行い、地域における院内感染予防対策に役立てることとする。なお、事業実績の報告の際に評価結果等活動内容がわかる書類を添付すること。
- （３）特定機能病院を含めた地域の医療機関における院内感染予防対策について、必要に応じて、院内感染に精通する外部の専門家に評価、助言を依頼するものとする。

院内感染対策事業実施要綱 新旧対照表

新 通 知	現 行
別添 院内感染対策事業実施要綱 第 1 院内感染対策施設整備事業 1 目的 この事業は、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。 3 事業内容 次の条件に該当する医療機関における院内感染者のための個室整備であること。 (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等に参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。 (2) 個室整備に必要な設備(専用のバス、トイレ等)を設けること。	別添 院内感染対策事業実施要綱 第 1 院内感染対策施設整備事業 1 目的 この事業は、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。 3 事業内容 次の条件に該当する病院における院内感染者のための個室整備であること。 (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等に参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。 (2) 個室整備に必要な設備(専用のバス、トイレ等)を設けること。

厚生労働省発医政0209第5号
平成27年2月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

医療施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和54年7月27日厚生省発医第137号厚生事務次官通知の別添「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成27年2月3日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

厚生省発医第137号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政0209第5号
平成27年2月9日

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。） (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業

イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人

(エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(12) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

平成26年3月20日医政発0320第25号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

イ 次に掲げる者が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 院内感染対策施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業

(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

- (6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
- (10) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業
- (12) ア 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

- (8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業

- (9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

- (3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

- (10) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム施設整備事業

- (12) イ 都道府県が補助する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

- (13) 院内感染対策施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道

府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率	5 下限額
へき地 診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ⑦ 5床以下 240㎡ ④ 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2 分の 1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート 1 か所当たり 64,395千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2 分の 1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、 1,000千円）
へき地 保健指導所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部門	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、	3 分の 1 （ただし 沖縄県に あつては 2 分の 1）	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県に あつては、 2,500千円）

	との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室) (2) 住宅部門 (保健師住宅)		
研修医のための研修施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等	2分の1	1か所につき 1,000千円
臨床研修病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 500㎡	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室) (2) 救急診療部門 (診察室、処置室)	2分の1	1か所につき 1,000千円

		(3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
医師臨床研修病院研修医環境整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に247千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—

産科医療 機関施設 整備事業	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 (1) 診療部門 30㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度と する。)	産科医療機関として必要な 次の各部門の新築、増改築及 び改修に要する工事費又は工 事請負費 (1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設	3分の1	1か所につき 666千円
死亡時画 像診断シ ステム施 設整備	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 60㎡	死亡時画像診断の実施に必 要な施設の新築、増改築及び 改修に要する工事費又は工事 請負費	2分の1	—
有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とする。 対象面積1㎡当たり 基準単価 17.5千円	スプリンクラー（パッケー ジ型自動消火設備を含む）整 備のために必要な工事費又は 工事請負費	定額	—
	自動火災報知設備を新 設する場合 1施設当たり 1,030千円	自動火災報知設備整備のた めに必要な工事費又は工事請 負費		
	火災通報装置を新設す る場合 1施設当たり 310千円	火災通報装置整備のために 必要な工事費又は工事請負費		
南海トラ フ地震に 係る津波 避難対策 緊急事業	へき地医療拠点病院 229,200千円	へき地医療拠点病院の新築 に要する工事費又は工事請負 費及び既存建物の除去費	2分の1	—
	へき地診療所 13,139千円	へき地診療所の新築に要す る工事費又は工事請負費及び 既存建物の除去費		
院内感染 対策施設 整備事業	1室当たり10,948千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス1万以上)を整備	医療機関の感染者のための 個室整備に必要な工事費又は 工事請負費	3分の1	—

	する場合は24,917千円を 加算する。		
--	--	--	--

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

- 6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業

の中止又は廃止の承認承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（８）国庫補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

（９）補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

（１０）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第６号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（１１）都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（１２）都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（１０）に掲げる条件（この場合において、（１）から（３）、（５）及び（１０）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（４）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（１０）中「第６号様式」とあるのは「第７号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

（１３）（１２）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

（１４）間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（１５）補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第４２条第２項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第８号様

式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

- (16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

- 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(2)(1) 以外の場合、厚生労働大臣は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2)(1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により、5、8、9、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名 称	種目等	構 造 別	地 域 区 分			
			A	B	C	D
へき地診療所	一般区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木 造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木 造	147,700	147,700	147,700	147,700
過疎地域等 特定診療所	一般区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木 造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木 造	147,700	147,700	147,700	147,700
研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
		木 造	205,500	195,800	185,900	176,100
へき地保健指導所	一般区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木 造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木 造	147,700	147,700	147,700	147,700
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
	診療棟	鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
	医師住宅	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木 造	138,000	138,000	138,000	138,000
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	205,200	195,500	185,600	175,900
		ブロック	179,200	170,700	162,000	153,600
		木 造	205,200	195,500	185,600	175,900
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
		木 造	184,000	175,100	166,300	157,600
	宿泊	鉄筋コンクリート	205,200	195,500	185,600	175,900

	施 設	ブ ロ ッ ク	179,200	170,700	162,000	153,600
		木 造	205,200	195,500	185,600	175,900
死 亡 時 画 像 診 断 シ ス テ ム 施 設 整 備		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第２条及び沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

別紙

医療施設等**施設**整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0209第5号</u> <u>平成27年2月9日</u> 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1、2（略） （交付の対象） 3 （略） （1）～（12）（略） <u>（13）院内感染対策施設整備事業</u> <u>平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</u> 4（略）	厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0409第1号</u> <u>平成26年4月9日</u> 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1、2（略） （交付の対象） 3 （略） （1）～（12）（略） 4（略）

改正後	改正前
(交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の（１）から（７）により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）～（３）（略） （４）３ 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）イ ～ （１２）イ（略） <u>（１３）院内感染対策施設整備事業</u> ア ～ イ（略） （５）～（７）（略）	(交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の（１）から（７）により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）～（３）（略） （４）３ 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）イ ～ （１２）イ（略） ア ～ イ（略） （５）～（７）（略）

改正後					改正前				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備 事業	当該施設の対象 面積に次に掲げる 基準単価を乗じた 額とする。 対象面積 1 m ² 当た り 基準単価 <u>17.5 千円</u>	スプリンクラー（パッケージ 型自動消火設備を含む）整備の ために必要な工事費又は工事 請負費	定額	—	有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備 事業	当該施設の対象 面積に次に掲げる 基準単価を乗じた 額とする。 対象面積 1 m ² 当た り 基準単価 <u>17 千円</u>	スプリンクラー（パッケージ 型自動消火設備を含む）整備の ために必要な工事費又は工事 請負費	定額	—
	自動火災報知設 備を <u>新設</u> する場合 <u>1 施設当たり</u> <u>1,030 千円</u>	自動火災報知設備整備のため に必要な工事費又は工事請 負費				<u>300 m²未満の施 設に自動火災報知 設備を<u>整備</u>する場 合</u> 1 か所当たり <u>1,000 千円</u>	自動火災報知設備整備のため に必要な工事費又は工事請 負費		
	火災通報装置を <u>新設</u> する場合 <u>1 施設当たり</u> <u>310 千円</u>	火災通報装置整備のために 必要な工事費又は工事請負費				<u>500 m²未満の施 設に火災通報装置 を<u>整備</u>する場合</u> 1 か所当たり 300 千円	火災通報装置整備のために 必要な工事費又は工事請負費		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>院内感染 対策施設 整備事業</u>	<u>1 室 当 たり</u> <u>10,948 千円とし、</u> <u>空調設備（空気清</u> <u>浄度クラス 1 万以</u> <u>上）を整備する場</u>	<u>医療機関の感染者のための</u> <u>個室整備に必要な工事費又は</u> <u>工事請負費</u>	<u>3 分の 1</u>	<u>—</u>	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
					(注) (略)				

改正後					改正前
	合は24,917千円を 加算する。				
(注) (略) 6～7 (略) (申請手続) 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u>					6～7 (略) (申請手続) 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

改正後	改正前
(変更申請手続) 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までにを行うものとする。</u> 10、11 (略) (遂行状況報告) 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u>	(変更申請手続) 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。 10、11 (略) (遂行状況報告) 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

改正後	改正前
<u>備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする</u> 13～15（略） 別 表 地域別1平方メートル当たり単価表 第1号様式～第8号様式（略）	13～15（略） 別 表 地域別1平方メートル当たり単価表 第1号様式～第8号様式（略）

医 政 発 0 2 0 5 第 8 号

平 成 2 7 年 2 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

災害医療対策事業等実施要綱の一部改正について

災害医療対策については、平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知、「災害医療対策事業等の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「災害医療対策事業等実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年2月3日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

災害医療対策事業等実施要綱

第1 災害拠点病院整備事業

1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- （1）多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- （2）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- （3）自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- （4）地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 設置方針

- （1）基幹災害拠点病院
原則として各都道府県に一か所設置するものとする。
- （2）地域災害拠点病院
原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

4 事業内容

- （1）災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。
 - ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
 - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - エ 基幹災害拠点病院においては、災害医療の研修に必要な研修室
 - オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
- （2）災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。

別添

- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
- イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備

第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

平成7年に施行された地震防災対策特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知）において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があると思われる地域に所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う下記に掲げる整備とする。

- ア 外壁の補強
- イ 防護壁の設置
- ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

第3 医療施設等耐震整備事業

別添

1 目的

この事業は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時に適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

- (1) 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下、「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。）並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）（以下、「看護師等養成所」という。）の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

- (2) 構造耐震指標である I_s 値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）及び構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院、看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

補助対象医療施設等に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

4 交付条件

構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

第4 NBC災害・テロ対策設備整備事業

1 目的

この事業は、NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

別添

2 事業の実施主体

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

NBC災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院に整備する。

- (1) 表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- (2) 化学防護服、防毒マスク等の防護用品
- (3) 簡易毒劇物検査キット
- (4) 除染設備
- (5) 化学物質中毒解析機器
- (6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

第5 医療施設耐震化促進事業

1 目的

この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

3 事業内容

- (1) ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）
イ 財団法人日本建築防災協会刊行の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」のいずれかに基づき耐震診断を行うものとする。
- (2) コンクリート強度調査を実施するものとする。

別添

4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に各都道府県を経由のうえ、医政局指導課長宛に中長期的な改善計画書を提出すること。（任意様式）

第6 DMA T事務局等事業

1 目的

この事業は、DMA Tの技能維持、資質の向上を図ると共に、地震等大規模災害発生時には、厚生労働省、被災都道府県等とDMA Tの運用調整等を実施する。また、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

2 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センター」という。）及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター（以下「大阪医療センター」という。）とする。

3 事業内容

（1）DMA T事務局事業

ア 災害医療センターは、DMA T事務局を設置するものとし、

（ア）平常時は、日本DMA T検討委員会の運営、日本DMA T隊員養成研修及び統括DMA T研修の企画、DMA T技能維持研修の企画及び実施、DMA Tロジスティクス研修の企画及び実施、DMA T隊員の管理（新規DMA Tの登録及び隊員登録証の更新を含む）等

（イ）災害発生時は、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMA T隊員への情報提供、活動するDMA T隊員への支援等

を行うものとする。

イ 大阪医療センターは、DMA T事務局を設置するものとし、

別添

- (ア) 平常時は、日本DMAT隊員養成研修の企画、DMAT技能維持研修の企画及び実施等
 - (イ) 首都直下地震発生時等、災害医療センターに設置したDMAT事務局が機能しなくなった場合、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMAT隊員への情報提供、活動するDMAT隊員への支援等
- を行うものとする。

(2) 災害医療調査ヘリコプター運営事業

ア 原則として、以下の場合に実施するものとする。

- (ア) 東京23区内で、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (イ) 大津波（高さ3メートル以上）が発生した場合
- (ウ) 東京捜索救難区で、客席数50以上の航空機（外国籍を含む。）の墜落事故が発生した場合
- (エ) 厚生労働省の要請又は被災地の被害状況等から本事業を実施する必要があると災害医療センターが判断した場合

イ 出動範囲は、原則として全国とし、災害医療センターから直接ヘリコプターにより被災地に出動することが困難な場合は、必要に応じ被災地の最寄りの運航会社の離発着場まで空路、鉄路等を使用して移動した上でヘリコプターを使用するものとする。

ウ 本事業に使用するヘリコプターについては、被災地の状況により、必要に応じ、患者、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の搬送にも使用できるものとする。

エ ヘリコプターの出動及び搬送については、災害医療センターの判断により行われるものとする。

オ 被災地においては、被災都道府県等の災害対策本部との連携の下、医療に係る被害状況の把握、被災都道府県への医療提供体制の確保やDMAT派遣要請に係る助言、派遣されたDMATの指揮、消防等関係機関との調整等を行うものとする。

カ 本事業の実施に際し、災害医療センターは随時、厚生労働省へ情報を提供しなければならない。

キ 本事業においては、必要に応じてヘリコプターを使用して実地訓練を行うものとする。

ク 本事業の実施に当たっては、あらかじめ運航会社とヘリコプターの優先的提供等に関する協定を締結するものとする。

別添

第7 防災訓練等参加支援事業

1 目的

この事業は、毎年「防災の日」（9月1日）に大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練や武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するために行われる訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのDMA Tの参加を促進することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者とする。

3 事業内容

- (1) 国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へDMA Tが参加するものとする。
- (2) 訓練等への参加に当たっては、厚生労働省から協力依頼を受けるものとする。

第8 DMA T活動支援事業

1 目的

この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMA Tが、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

3 事業内容

- (1) DMA Tの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA Tの派遣要請ができる。
- (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第33条による支弁を優先するものとする。

別添

第9 DMA T訓練事業

1 目的

この事業は、DMA Tが地方ブロックごとに実災害を想定した訓練を実施し、平常時より他機関との地域の特性を勘案した出動体制、災害現場活動等について連携強化を図ることを目的とする。

2 補助対象

都道府県

3 事業内容

- (1) 地方ブロックごとに協議した上で、災害訓練を実施する都道府県を決定する。
- (2) 決定された都道府県において、地方ブロック内のDMA Tが自衛隊、消防機関、警察等と連携して災害訓練を行うものとする。

第10 都道府県災害医療コーディネーター研修事業

1 目的

この事業は、救護班等の派遣等に関する調整合体を強化するため、災害時に被災都道府県の災害対策本部の下に設置される組織において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーターの養成を行うことを目的とする。

2 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター

3 事業内容

- (1) 受講対象者は、災害時に都道府県において代表的な役割を果たす資質を持つ医師及び災害時に災害医療コーディネーターと連携を図る都道府県職員とする。受講対象者は、都道府県より推薦を行うものとする。
- (2) 研修内容は、災害時の医療コーディネート能力の向上を図るために実施する座学及び演習とし、以下に掲げる事項を実施すること。
 - ア 医療チームの派遣調整等の体制確保に関する事項
 - イ 被災都道府県下の災害医療活動に対して都道府県に対し助言を行う体制に関する事項
- (3) 事業の実施にあたっては、日本医師会及び日本赤十字社との連携について留意す

別添

ること。

別紙

災害医療対策事業実施要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
災害医療対策事業等実施要綱 第 1 災害拠点病院整備事業 (略)	災害医療対策事業等実施要綱 第 1 災害拠点病院整備事業 1 目的 この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24 時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。 （1）多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 （2）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 （3）自己完結型の医療救護チームの派遣機能 （4）地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能 2 事業の実施主体 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。 3 設置方針 （1）基幹災害拠点病院 原則として各都道府県に一か所設置するものとする。 （2）地域災害拠点病院 原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。 4 事業内容 （1）災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。 ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数

- 発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
- イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
- ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
- エ 基幹災害拠点病院においては、災害医療の研修に必要な研修室
- オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

(2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。

- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
- イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備

第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (略)

第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

平成7年に施行された地震防災対策特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)。

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」(平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知)において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があるとして認められる地域に

所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

（１）医療施設耐震化施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

（２）医療施設土砂災害防止施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う下記に掲げる整備とする。

ア 外壁の補強

イ 防護壁の設置

ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

第3 医療施設等耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

- （１）救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下、「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。）並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）（以下、「看護師等養成所」という。）の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

- （２）構造耐震指標である I s 値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字

第3 医療施設耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

- （１）救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

- （２）構造耐震指標である I s 値が0.3未満の建物を有する病院の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）及び構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院、看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

補助対象医療施設等に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

4 交付条件

（略）

第4 NBC災害・テロ対策設備整備事業 （略）

3 事業内容

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

4 交付条件

構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

第4 NBC災害・テロ対策設備整備事業

1 目的

この事業は、NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

NBC災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院に整備する。

- （1）表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- （2）化学防護服、防毒マスク等の防護用品
- （3）簡易毒劇物検査キット

第5 医療施設耐震化促進事業
(略)

- (4) 除染設備
- (5) 化学物質中毒解析機器
- (6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

第5 医療施設耐震化促進事業

1 目的

この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

3 事業内容

- (1) ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」
(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)

イ 財団法人日本建築防災協会刊行の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」のいずれかに基づき耐震診断を行うものとする。

- (2) コンクリート強度調査を実施するものとする。

4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に各都道府県を経由のうえ、医政局指導課長宛に中長期的な改善計画書を提出すること。（任意様式）

第6 DMA T事務局等事業 (略)

第6 DMA T事務局等事業

1 目的

この事業は、DMA Tの技能維持、資質の向上を図ると共に、地震等大規模災害発生時には、厚生労働省、被災都道府県等とDMA Tの運用調整等を実施する。また、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

2 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センター」という。）及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター（以下「大阪医療センター」という。）とする。

3 事業内容

(1) DMA T事務局事業

ア 災害医療センターは、DMA T事務局を設置するものとし、

(ア) 平常時は、日本DMA T検討委員会の運営、日本DMA T隊員養成研修及び統括DMA T研修の企画、DMA T技能維持研修の企画及び実施、DMA Tロジスティクス研修の企画及び実施、DMA T隊員の管理（新規DMA Tの登録及び隊員登録証の更新を含む）等

(イ) 災害発生時は、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMA T隊員への情報提供、活動するDMA T隊員への支援等を行うものとする。

イ 大阪医療センターは、DMA T事務局を設置するものとし、

(ア) 平常時は、日本DMA T隊員養成研修の企画、DMA T技能維持研修の企画及び実施等

(イ) 首都直下地震発生時等、災害医療センターに設置したDMA T事務局が機能しなくなった場合、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMA T隊員への情報提供、活動

するDMAT 隊員への支援等
を行うものとする。

(2) 災害医療調査ヘリコプター運営事業

ア 原則として、以下の場合に実施するものとする。

(7) 東京 23 区内で、震度 5 強以上の地震が発生した場合、又はそれ以外の地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

(イ) 大津波（高さ 3 メートル以上）が発生した場合

(ウ) 東京捜索救難区で、客席数 50 以上の航空機（外国籍を含む。）の墜落事故が発生した場合

(エ) 厚生労働省の要請又は被災地の被害状況等から本事業を実施する必要があると災害医療センターが判断した場合

イ 出動範囲は、原則として全国とし、災害医療センターから直接ヘリコプターにより被災地に出動することが困難な場合は、必要に応じ被災地の最寄りの運航会社の離発着場まで空路、鉄路等を使用して移動した上でヘリコプターを使用するものとする。

ウ 本事業に使用するヘリコプターについては、被災地の状況により、必要に応じ、患者、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の搬送にも使用できるものとする。

エ ヘリコプターの出動及び搬送については、災害医療センターの判断により行われるものとする。

オ 被災地においては、被災都道府県等の災害対策本部との連携の下、医療に係る被害状況の把握、被災都道府県への医療提供体制の確保やDMAT 派遣要請に係る助言、派遣されたDMAT の指揮、消防等関係機関との調整等を行うものとする。

カ 本事業の実施に際し、災害医療センターは随時、厚生労働省へ情報を提供しなければならない。

キ 本事業においては、必要に応じてヘリコプターを使用して実地訓練を行うものとする。

ク 本事業の実施に当たっては、あらかじめ運航会社とヘリコプターの優先的提供等に関する協定を締結するものとする。

第8 DMA T活動支援事業
(略)

1 目的

この事業は、毎年「防災の日」（9月1日）に大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練や武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するために行われる訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのDMA Tの参加を促進することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者とする。

3 事業内容

- (1) 国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へDMA Tが参加するものとする。
- (2) 訓練等への参加に当たっては、厚生労働省から協力依頼を受けるものとする。

第8 DMA T活動支援事業

1 目的

この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMA Tが、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

3 事業内容

- (1) DMA Tの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA Tの派遣要請ができる。
- (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第

118号)が適用された場合は、同法第33条による支弁を優先するものとする。

第9 DMA T 訓練事業 (略)

第9 DMA T 訓練事業

1 目的

この事業は、DMA Tが地方ブロックごとに実災害を想定した訓練を実施し、平常時より他機関との地域の特性を勘案した出動体制、災害現場活動等について連携強化を図ることを目的とする。

2 補助対象 都道府県

3 事業内容

- (1) 地方ブロックごとに協議した上で、災害訓練を実施する都道府県を決定する。
- (2) 決定された都道府県において、地方ブロック内のDMA Tが自衛隊、消防機関、警察等と連携して災害訓練を行うものとする。

第10 都道府県災害医療コーディネーター研修事業 (略)

第10 都道府県災害医療コーディネーター研修事業

1 目的

この事業は、救護班等の派遣等に関する調整合体制を強化するため、災害時に被災都道府県の災害対策本部の下に設置される組織において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーターの養成を行うことを目的とする。

2 補助対象 独立行政法人国立病院機構災害医療センター

3 事業内容

- (1) 受講対象者は、災害時に都道府県において代表的な役割を果たす資質を持つ医師及び災害時に災害医療コーディネーターと連携を図る都道府県職員とする。受講対象者は、都道府県より推薦を行うものとする。

(2) 研修内容は、災害時の医療コーディネート能力の向上を図るために実施する座学及び演習とし、以下に掲げる事項を実施すること。

ア 医療チームの派遣調整等の体制確保に関する事項

イ 被災都道府県下の災害医療活動に対して都道府県に対し助言を行う体制に関する事項

(3) 事業の実施にあたっては、日本医師会及び日本赤十字社との連携について留意すること。

厚生労働省発医政０２０４第２号
平成 ２ ７ 年 ２ 月 ４ 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

医療提供体制施設整備交付金の交付について

標記の国庫交付金の交付については、平成２１年３月３０日厚生労働省発医政第０３３０００４号本職通知の別紙「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成２７年２月３日から適用することとされたので通知する。

(別紙)

医療提供体制施設整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、建築後の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付対象事業)

4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(1) 休日夜間急患センター施設整備事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター施設整備事業

(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

(3) 救急ヘリポート施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく入院を要する（第二次）救急医療体制病院へのヘリポート設置に係る施設整備事業

(4) 救命救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センター施設整備事業

(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院施設整備事業

(6) 小児初期救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児初期救急センター施設整備事業

(7) 小児集中治療室施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児集中治療室施設整備事業

(8) 小児医療施設施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

(9) 周産期医療施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

(10) 地域療育支援施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく地域療育支援施設施設整備事業

(11) 共同利用施設施設整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設（部門）施設整備事業

(12) 医療施設近代化施設整備事業

平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」(以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。)に基づく医療施設近代化施設整備事業

(13) 不足病床地区病院施設整備事業

次に定める基準により実施する療養病床及び一般病床不足地区における病院の施設整備事業

ア 新築の場合

新築しようとする所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えないこと。

イ 増築の場合

増築しようとする病院の療養病床及び一般病床利用率が前年において年間平均80%以上であり、かつ、アの要件に該当するものであること。

(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」(以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づく基幹災害拠点病院施設整備事業

(15) 地域災害拠点病院施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業

(16) がん診療施設施設整備事業

がんの診断、治療を行う病院の施設整備事業

(17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業

リハビリテーション施設の施設整備事業

(18) 腎移植施設施設整備事業

昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設施設整備事業

(19) 特殊病室施設整備事業

平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等

における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業

(20) 肝移植施設施設整備事業

平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設施設整備事業

(21) 治験施設施設整備事業

平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設施設整備事業

(22) 病児・病後児保育施設施設整備事業

平成11年12月21日児発第882号厚生省児童家庭局長通知「病児・病後児保育施設整備事業の実施について」に基づく病児・病後児保育施設施設整備事業

(23) 特定地域病院施設整備事業

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(4)、(8)、(13)、(17)、(18)、(19)の施設整備事業又は平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業

(24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地震防災対策医療施設耐震整備事業

(25) 医療施設等耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設耐震整備事業

ア 第二次救急医療施設等

イ 耐震構造指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院

ウ 看護師等養成所

(26) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

平成26年3月20日医政発0320第25号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業

(27) アスベスト除去等整備事業

平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アス

ベスト除去等整備事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(28) 医療機器管理室施設整備事業

平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業

(29) 地球温暖化対策施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業

(30) 内視鏡訓練施設施設整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づく内視鏡訓練施設施設整備事業

(交付金事業者)

- 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

(1) 4の(1)から(30)に掲げる交付対象事業（ただし、(25)ウの交付対象事業を除く。）

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

ただし、(13)及び(17)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。

また、(11)、(21)、(25)ア、(28)及び(30)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。

(2) 4の(25)ウに掲げる交付対象事業

(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。） (ウ) 学校法人及び準学校法人

(エ) 一般社団法人及び一般財団法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 独立行政法人

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通

信制) にあってはこの限りではない。) に限る。

(交付金の対象除外)

6 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表2の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 別表1の第1欄のAに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6、別表7及び別表8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、合計した額を交付額とする。
(なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6～8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)
- (4) 別表1の第1欄のB及びCに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(25)ウの交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項及び各都道府県

が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。(なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)

(交付金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 交付金の配分の調整は、当初提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、交付金の対象となる事業分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 交付金事業者配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。

ただし、事業分類Aにおける事業区分(10)、(14)及び(15)、事業分類Bにおける事業区分(24)及び(25)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。

別表1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (3) 救急ヘリポート施設整備事業 (4) 救命救急センター施設整備事業 (5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (6) 小児初期救急センター施設整備事業 (7) 小児集中治療室施設整備事業 (8) 小児医療施設施設整備事業 (9) 周産期医療施設施設整備事業 (10) 地域療育支援施設施設整備事業 (11) 共同利用施設施設整備事業 (12) 医療施設近代化施設整備事業

	(13) 不足病床地区病院施設整備事業 (14) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (15) 地域災害拠点病院施設整備事業 (16) がん診療施設施設整備事業 (17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (18) 腎移植施設施設整備事業 (19) 特殊病室施設整備事業 (20) 肝移植施設施設整備事業 (21) 治験施設施設整備事業
B 施設環境等の改善に関する事業	(22) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (23) 特定地域病院施設整備事業 (24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (25) 医療施設等耐震整備事業 (26) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 (27) アスベスト除去等整備事業 (28) 医療機器管理室施設整備事業 (29) 地球温暖化対策施設整備事業
C 医療従事者の養给力の充実等に関する事業	(30) 内視鏡訓練施設施設整備事業

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 人口 10 万人以上の場合 150 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 300 m ² を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 100 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 200 m ² を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等

(2) 病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整 備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 150 m² (ただし、特別に必要なある 場合は 300 m²を限度とす る。また、心臓病専用病室 (CCU)を整備する場合 は、1床当たり(2床を限度 とする。)15 m²を加算し、 脳卒中専用病室(SCU)を 整備する場合は、1床当 たり(2床を限度とする。) 15 m²を加算する。)	病院群輪番制病院又は共同利用型 病院として必要な次の各部門の新 築、増改築に要する工事費又は工事 請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待合室、仮 眠室、病室(救急専用病室・心臓病専 用病室(CCU)・脳卒中専用病室(S CU))、便所、玄関、廊下、暖冷房、 附属設備 等
	心臓病専用病室(CCU)を 整備する場合、次に掲げる基 準面積に別表3に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 15 m²×心臓病専用病床数 (ただし、2床を限度とす る。)	心臓病専用病室(CCU)として必 要な次の部門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、 暖冷房、附属設備 等)
	脳卒中専用病室(SCU)を 整備する場合、次に掲げる基 準面積に別表3に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 15 m²×脳卒中専用病床数 (ただし、2床を限度とす る。)	脳卒中専用病室(SCU)として必 要な次の部門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、 暖冷房、附属設備 等)
(3) 救急ヘリポート 施設整備事業	ヘリポート1か所当たり 40,416 千円	入院を要する(第二次)救急医療 体制病院へのヘリポート整備に必要 な工事費又は工事請負費
(4) 救命救急セン ター施設整備事 業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 2,300 m² (ただし、30 床未満の場合 は、1床当たり 30 m²を減じ	救命救急センターとして必要な次 の各部門の新築、増改築に要する工 事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、集中治療病室(ICU)、記

	るものとし、脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）１５㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（６床を限度とする。）１５㎡を加算し、心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）１５㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）１５㎡を加算する。）	録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等） (2) 診療棟 （検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等） (3) その他 （事務室、機械室、自家発電室 等） (4) 脳卒中専用病室（ＳＣＵ） (5) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室） (6) 心臓病専用病室（ＣＣＵ） (7) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）
	ヘリポート１か所当たり 64,395 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表３に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 １５㎡×脳卒中専用病床数 （ただし、４床を限度とする。）	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表３に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 １５㎡×小児救急専門病床数 （ただし、６床を限度とする。）	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表３に定める単価	心臓病専用病室（ＣＣＵ）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費

	を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 m²×心臓病専門病床数 (ただし、4床を限度とする。)	病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 m²×重症外傷専門病床数 (ただし、4床を限度とする。)	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×35,800 円	救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150 m²	小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室 等
(6) 小児初期救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 300 m²	小児初期救急センターとして必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(7) 小児集中治療室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 1か所あたり 20 m²×小児集中治療室病床数	小児集中治療室として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(小児集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
(8) 小児医療施設	次に掲げる基準面積に別表	小児医療施設として必要な次の各

施設整備事業	3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1,300 m² (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 800 m² (3) 小児総合病院 4,000 m²	部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等) (2) 小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(9) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 500 m² (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 300 m²	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） (病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(10) 地域療育支援施設施設整備事業	地域療育支援施設を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 1床あたり130 m² (ただし、10床を限度とする。)	地域療育支援施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（病室、浴室、診療室、処置室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
(11) 共同利用施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合算額とする。 基準面積 (1) 特殊診療棟 300 m² (2) 開放型病棟 一般病床×1床当たり 基準面積 (1床当たり基準面積) 耐火構造 13.88 m²	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉庫、

	ブロック・木造 12.56 m² (ただし、50 床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
(12) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。) ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表 3 に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 病棟整備 (ア) 1 床ごとの病室面積を 6.4 m²以上かつ 1 床当たりの病棟面積を 18 m²以上確保する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1 床ごとの病室面積を 5.8 m²以上かつ 1 床当たりの病棟面積を 16 m²以上確保する場合 22 m²×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の 3	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。) ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門

	の(1)の加算条件のうち ⑩に該当する場合 (ア) 整備区域の病床数を 20%以上削減する場合 25 m²×整備後の整備 区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を 20%未満削減する場合 15 m²×整備後の整備 区域の病床数 ウ 「医療施設近代化施設 整備事業実施要綱」の3 の(1)の加算条件のうち ⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整 備する場合 1床当たり 605 千円× 整備後の整備区域の病 床数 (2) 改修により療養病床を整 備する病院 1床当たり 3,214 千円× 整備後の療養病床の病床 数 ただし、(1)、(2)の病院の 整備事業において、整備区域 の整備後の病床数は1病院 150床(公的団体及び持分のな い法人は 300 床)を限度とす る。 (3) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面 積(＝ア＋イ)に別表3に定 める単価を乗じた額とす る。	(ア) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境改善整 備 (ウ) 衛生環境改善整備 (エ) 業務の高度情報処理化及び 快適環境の整備 (オ) 乳幼児を抱える母親の通院 等のための環境整備 ウ 電子カルテシステムの整備 (2) 改修により療養病床を整備する 病院 (病室、診察室、処置室、記録室、 患者食堂、談話室、機能訓練室、 浴室、寝具倉庫、バルコニー、 廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) (3) 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、 患者食堂、談話室、浴室、寝具倉 庫、バルコニー、廊下、便所、暖 冷房、附属設備 等)
--	---	---

	ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (4) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 (ア) 無床の場合 160㎡ (イ) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240㎡ ② 6床以上の場合 760㎡ イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり3,214千円×整備後の療養病床の病床数	(4) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等) ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等(外来部門を除く。))
--	---	--

	(5) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 1施設当たり 40 m² イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1 m² ウ 浴室 浴室1か所当たり 9,396 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、18,792 千円とする。 (6) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。） × 1床当たり単価	(5) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備 等) (6) 介護老人保健施設及び診療所 ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(6の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)
--	--	--

	(1床当たり単価) 新築 3,319 千円 改築 3,983 千円 改修 1,660 千円 イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160 m²	をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)
(13) 不足病床地区 病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、100床を限度とする。) (2) 増築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、50床を限度とする。) (1床当たり基準面積) 耐火構造 21.00 m²/床 ブロック・木造 18.84 m²/床	不足病床地区病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)

(14) 基幹災害拠点 病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×35,800 円	基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² ×169,700 円	
	備蓄倉庫 1 か所当たり 132,291 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
	自家発電装置 1 か所当たり 149,535 千円	自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 137,802 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費
	研修部門 1 か所当たり 101,764 千円	研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 119,305 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
(15) 地域災害拠点 病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×35,800 円	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² ×169,700 円	
	備蓄倉庫 1 か所当たり 37,313 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
	自家発電装置 1 か所当たり 149,535 千円	自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 137,802 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 64,395 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
(16) がん診療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。	がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費

	基準面積 1,300 m ²	(1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室 等) (2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(17) 医学的リハビリテーション施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 450 m²	医学的リハビリテーション施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診察室、休養室、待合室、倉庫、便所 等)
(18) 腎移植施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100 m²	腎移植施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)
(19) 特殊病室施設整備事業	1室当たり 55,374 千円	特殊病室(無菌室)整備に必要な工事費又は工事請負費
(20) 肝移植施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100 m²	肝移植施設として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)
(21) 治験施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 治験専門外来 100 m² (2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m²	治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室 等) (2) 治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験審査委員会事務室)

		相談部門 （治験依頼者相談室、被験者相談室） その他 （諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室 等）
(22) 病児・病後児保育施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 利用(増加)定員×7.2 m² ただし、改修の場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	病児・病後児保育施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(23) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。((2)の場合を除く。) 基準面積 (1) 改築の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m² (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88 m²を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m²×35,800 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない	特定地域病院の次の各部門の改築、改修(補強)に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等) (2) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等)

	い病床数×13.88 m² を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る 既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める 面積×35,800 円	
(24) 地震防災対策 医療施設耐震整備事業	補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300 m²×35,800 円	耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり 28,187 千円	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費
(25) 医療施設等耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×35,800 円 (2) ア 耐震構造指標である Is 値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 m²×169,700 円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費

	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×27,320 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m²×129,600 円	
(26) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター 769,100 千円	救命救急センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院 80,200 千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅当番医制診療所 13,139 千円	在宅当番医制診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅当番医制歯科診療所 13,139 千円	在宅当番医制歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	休日夜間急患センター 13,139 千円	休日夜間急患センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	休日等歯科診療所 13,139 千円	休日等歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	時間外診療実施診療所 13,139 千円	時間外診療実施診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	基幹災害拠点病院 677,268 千円	基幹災害拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	地域災害拠点病院 447,449 千円	地域災害拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	周産期母子医療センター 83,300 千円	周産期母子医療センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費

	小児救急医療拠点病院 28,155 千円	小児救急医療拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅医療実施病院 80,200 千円	在宅医療実施病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅医療実施診療所 13,139 千円	在宅医療実施診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅医療実施歯科診療所 13,139 千円	在宅医療実施歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	精神科病院 80,200 千円	精神科病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	精神科救急医療センター 769,100 千円	精神科救急医療センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
(27) アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり 37,600 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費
(28) 医療機器管理室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80 m ²	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(29) 地球温暖化対策施設整備事業	1 か所当たり 96,686 千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費
(30) 内視鏡訓練施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 訓練者×30 m ² (ただし、1,000 m ² を限度とする。)	内視鏡訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患 センター施設整備事業 (6) 小児初期救急 センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	144,900	138,000	131,100	124,200
		ブロック	126,100	120,100	114,100	108,100
		木造	144,900	138,000	131,100	124,200
(2) 病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整備事業 (4) 救命救急セン ター施設整備事業 (5) 小児救急医療 拠点病院施設整備事業 (7) 小児集中治療 室施設整備事業 (28) 医療機器管理 室施設整備事業 (30) 内視鏡訓練施 設施設整備事業		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
(8) 小児医療施設 施設整備事業 (10) 地域療育支援 施設施設整備事業 (11) 共同利用施設 施設整備事業 (13) 不足病床地区 病院施設整備事業 (16) がん診療施設 施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
	診療棟	鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000

(17) 医学的リハビリテーション施設 施設整備事業 (23) 特定地域病院 施設整備事業						
(9) 周産期医療施設 施設整備事業		鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
(12) 医療施設近代化 施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木造	147,700	147,700	147,700	147,700
(22) 病児・病後児 保育施設 施設整備事業		鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
		木造	184,000	175,100	166,300	157,600
(18) 腎移植施設 施設整備事業 (20) 肝移植施設 施設整備事業		鉄筋コンクリート	436,400	436,400	436,400	436,400
(21) 治験施設 施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	169,400	161,400	153,400	145,200
		ブロック	148,100	141,100	134,100	127,000

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (12)医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する「豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」とする。

3 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

別表4 既存病床数の割合による調整（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(9)、(11)から(24)及び(26)から(29)に掲げる事業（ただし、4の(14)、(15)及び(24)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。）	0.33
4の(10)、(14)、(15)、(24)、(25)及び(30)に掲げる事業（た	0.50

だし、４の（１４）、（１５）及び（２４）に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。）	
--	--

別表６ 都道府県の優先順位に係る評価事項（１００点）

項 目	点 数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 \div (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が１の場合は、１００点とする。

別表７ 医療機関に係る評価事項（４０点）

区 分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点 数
（１）がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
（２）脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
（３）急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
（４）糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
（５）救急医療	救命救急医療機関の機能又は入院を要する救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点

(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点
(13) 患者の療養環境向上等に配慮し、当該事業において国産材を使用するもの		使用する：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表8 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。

	(1) 地域医療連携パスの作成 (2) I T等の活用による住民への情報提供 (3) I T等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数（5点）	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

（交付の条件）

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）交付対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（2）交付対象事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

（3）交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（4）交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない

い。

(5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 8 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(6) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下 9 において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(イ) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後

においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下9において「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（7）都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア （5）及び（6）のア、イ、ウ及びエ

この場合において、（5）中「交付金」とあるのは「補助金」と、「別紙8」とあるのは「別紙8に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下9において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下9において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以

下9において「間接補助事業」という。)を行うにあたり(6)のアからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「別紙7」とあるのは「別紙7に準じた様式」と読み替えるものとする。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ イにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(8)(6)及び(7)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(9) 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙6により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、基幹災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、地域災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、医療施設等耐震整備事業については、平成27年2月18日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

ただし、基幹災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、地域災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、医療施設等耐震整備事業については、平成27年3月4日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として

2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（交付金の概算払）

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲において概算払をすることができるものとする。

（遂行状況報告）

- 14 都道府県知事は、別紙3による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、基幹災害拠点病院施設整備事業（耐震化関連事業）、地域災害拠点病院施設整備事業（耐震化関連事業）、医療施設等耐震整備事業については、平成27年3月4日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（実績報告）

- 15 都道府県知事は、別紙4による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（9の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙5による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（交付金の返還）

- 16 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

（その他）

- 17 特別の事情により、7、10、11、14及び15に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

医療提供体制施設整備交付金交付要綱新旧対照表

平成 26 年度補正（新）	平成 26 年度（旧）
別 紙	別 紙
医療提供体制施設整備交付金交付要綱（案）	医療提供体制施設整備交付金交付要綱
1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略）
（交付対象事業）	（交付対象事業）
4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。	4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。
（1）～（24）（略）	（1）～（24）（略）
（25）医療施設等耐震整備事業	（25）医療施設耐震整備事業
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業	「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設耐震整備事業
ア <u>第二次救急医療施設等</u>	ア <u>補強が必要と認められるもの</u>
イ 耐震構造指標である I s 値が 0.3 未満の建物を有する病院	イ 耐震構造指標である I s 値が 0.3 未満の建物を有する病院
ウ <u>看護師等養成所</u>	
（26）、（27）（略）	（26）、（27）（略）
<u>（削除）</u>	<u>（28）院内感染対策施設整備事業</u>
	（略）
<u>（28）医療機器管理室施設整備事業</u>	<u>（29）医療機器管理室施設整備事業</u>
（略）	（略）
<u>（29）地球温暖化対策施設整備事業</u>	<u>（30）地球温暖化対策施設整備事業</u>
（略）	（略）
<u>（30）内視鏡訓練施設施設整備事業</u>	<u>（31）内視鏡訓練施設施設整備事業</u>

平成 26 年度補正（新）	平成 26 年度（旧）
(略) (交付金事業者) 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を除く。 <u>(1) 4 の (1) から (30) に掲げる交付対象事業（ただし、(25) ウの交付対象事業を除く。）</u> 医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、(13) 及び (17) の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。 また、(11)、(21)、(25) ア、<u>(28) 及び (30) に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。</u> <u>(2) 4 の (25) ウに掲げる交付対象事業</u> <u>(ア) 医療法人（イ）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）（ウ）学校法人及び準学校法人（エ）一般社団法人及び一般財団法人（オ）健康保険組合及び健康保険組合連合会（カ）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（キ）独立行政法人</u> <u>ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年過程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限る。</u> (交付金の対象除外) 6 (略)	(略) (交付金事業者) 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を除く。 医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、(13) 及び (17) の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。 また、(11)、(21)、(25) ア、<u>(28)、(29) 及び (31) に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。</u> (交付金の対象除外) 6 (略)

平成 26 年度補正（新）	平成 26 年度（旧）
（交付額の算定方法） 7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。 （１）～（３）（略） （４）別表１の第１欄のＢ及びＣに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、（２）の交付基礎額に別表４（ただし、４の（25）ウの交付対象事業を除く。）及び別表５の調整率を乗じて得た額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、別表６の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。（なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表６の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。） （交付金の配分方法） 8 （略）	（交付額の算定方法） 7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。 （１）～（３）（略） （４）別表１の第１欄のＢ及びＣに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、（２）の交付基礎額に別表４及び別表５の調整率を乗じて得た額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、別表６の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。（なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表６の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。） （交付金の配分方法） 8 （略）

別表 1		別表 1	
1 事業分類	2 事業区分	1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	（１）～（21）（略）	A 医療計画等の推進に関する事業	（１）～（21）（略）
B 施設環境等の改善に関する事業	(22) ～ (24)（略） (25) 医療施設等耐震整備事業 (26) ～ (27)（略）	B 施設環境等の改善に関する事業	(22) ～ (27)（略） (25) 医療施設耐震整備事業 (26) ～ (27)（略）

	<u>(削除)</u> <u>(28) 医療機器管理室施設整備事業</u> <u>(29) 地球温暖化対策施設整備事業</u>
C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	<u>(30) 内視鏡訓練施設施設整備事業</u>

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(13) (略)	(略)	(略)
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	<u>(1) 補強が必要と認められるもの</u> 基準面積 2,300 m ² ×35,800 円 <u>(2) 耐震構造指標である</u> <u>Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院</u> <u>基準面積</u> 2,300 m ² ×169,700 円	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	<u>(1) 補強が必要と認められるもの</u> 基準面積 2,300 m ² ×35,800 円 <u>(2) 耐震構造指標である</u>	(略)

	<u>(28) 院内感染対策施設整備事業</u> <u>(29) 医療機器管理室施設整備事業</u> <u>(30) 地球温暖化対策施設整備事業</u>
C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	<u>(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業</u>

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(13) (略)	(略)	(略)
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×35,800 円	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×35,800 円	(略)

	<u>Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院</u> <u>基準面積</u> <u>2,300 m²×169,700 円</u>					
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
(16)～(24) (略)	(略)	(略)	(16)～(24) (略)	(略)	(略)	
(25) 医療施設等耐震整備事業	<u>病院の場合</u> (1) 補強が必要と認められるもの <u>基準面積</u> 2,300 m ² ×35,800 円 (2) <u>ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等</u> <u>イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院 (第二次救急医療施設等は除く)</u> <u>基準面積</u> 2,300 m ² ×169,700 円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	(25) 医療施設耐震整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの <u>基準面積</u> 2,300 m ² ×35,800 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院 <u>基準面積</u> 2,300 m ² ×169,700 円	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	
	<u>看護師等養成所の場合</u> (1) 補強が必要と認められるもの <u>基準面積</u> 2,300 m ² ×27,320 円					

	(2) <u>耐震構造指標である</u> <u>Is 値が 0.3 未満のもの</u> <u>基準面積</u> <u>2,300 m²×129,600 円</u>	
(26)～(27) (略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(28)</u> 医療機器管理室施設整備事業	(略)	(略)
<u>(29)</u> 地球温暖化対策施設整備事業	(略)	(略)
<u>(30)</u> 内視鏡訓練施設施設整備事業	(略)	(略)

(注) 1 ～ 3 (略)

別表 3 地域別 1 平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)						
(5) (略)						

(26)～(27) (略)	(略)	(略)
<u>(28)</u> 院内感染対策施設整備事業	(略)	(略)
<u>(29)</u> 医療機器管理室施設整備事業	(略)	(略)
<u>(30)</u> 地球温暖化対策施設整備事業	(略)	(略)
<u>(31)</u> 内視鏡訓練施設施設整備事業	(略)	(略)

(注) 1 ～ 3 (略)

別表 3 地域別 1 平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)						
(5) (略)						

(7) (略) (28)医療危機管理室 施設整備事業 (30)内視鏡訓練施設 施設整備事業						
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16) (略)						
(17) (略)						
(23) (略)						
(9) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(20) (略)						
(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(7) (略) (29)医療危機管理室 施設整備事業 (31)内視鏡訓練施設 施設整備事業						
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16) (略)						
(17) (略)						
(23) (略)						
(9) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(20) (略)						
(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ただし、基幹災害拠点病院施設整備事業（耐震化関連事業）、地域災害拠点病院施設整備事業（耐震化関連事業）、医療施設等耐震整備事業については、平成27年3月4日までに行うものとする。

11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。

12、13 （略） 14 都道府県知事は、別紙３による毎年度１２月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月１５日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、基幹災害拠点病院施設整備事業（耐震化関連事業）、地域災害拠点病院施設整備事業（耐震化関連事業）、医療施設等耐震整備事業については、平成２７年３月４日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> 15～17 （略） 別紙１～８ （略）	12、13 （略） 14 都道府県知事は、別紙３による毎年度１２月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月１５日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 15～17 （略） 別紙１～８ （略）	
---	--	--